

『アート・ドキュメンテーション研究』投稿規定
Contributor Guidelines of the Bulletin

1. 目的

この規定は、アート・ドキュメンテーション学会（以下、当学会）の会則「四. 事業」に掲げられた論文誌『アート・ドキュメンテーション研究』（以下、本誌）への投稿に関し、必要な事項を定める。

2. 資格

本誌に投稿することができる者は、次のとおりとする。

(1) 当学会の正会員もしくは学生会員

なお、連名による投稿の場合、少なくとも筆頭著者は正会員もしくは学生会員でなくてはならない。

(2) 編集委員会において適当と認める者

3. 原稿の種別

本誌への原稿の種別は、たとえば次のようなもので、未発表のものに限る。

- ・ 研究論文：独自の研究成果をまとめたもの
- ・ 研究ノート：個々の研究の中間報告・覚え書きなど
- ・ 研究展望：個々の研究分野の研究成果を総覧し、研究の現状を展望するもの
- ・ 事例報告：新たな技術・システムの開発、実践などについての報告
- ・ 資料紹介：研究に関する資・史料、写真、文書、記録、データとその解説・論考
- ・ 書誌・目録：書誌・目録・索引および解題・抄録など
- ・ 書評、文献紹介、展示・展覧会評など：公刊された文献や、開催された展示等（いずれもオンライン形態のものを含む）に対するレビューまたは紹介
- ・ 翻訳
- ・ その他、編集委員会が認めるもの

4. 原稿の分量

原稿の分量は、基準として、次のとおりとする。なお、いずれも分量は註を含むものとする。

- ・ 研究論文 24,000 字以内
- ・ 研究ノート 16,000 字以内
- ・ 上記以外 8,000 字以内

いずれの原稿種別においても、図表や写真などは字数に含め、全体の 2 割以内とする。刷り上がり換算（本文・註は 1 行 22 字×42 行の 2 段組）で、標題・抄録等を含めて研究論文は 14 枚以内、研究ノートは 10 枚以内、それ以外は 5 枚以内が基準となる。

5. 執筆要領

原稿の執筆にあたっては、別に定める「『アート・ドキュメンテーション研究』執筆要領」に従う。原稿は電子データで提出するものとする。

6. 原稿の受け入れ・審査

原稿に対する掲載の採否は、本誌の編集委員会にて検討の上、決定する。編集委員会は原稿の字句ならびに内容に関して、著者に再検討を求めることができる。なお、研究論文については、別途定める査読規定に基づき査読者を選定して査読を行い、編集委員会がその総意をもって掲載の可否を決定する。

7. 校正

掲載が決定した原稿への著者校正は、再校までとする。初校は誤字、誤植の修正に限り、図表を含め大幅な内容の修正は認めない。また再校は初校時での修正の確認のみとし、追加の修正は認めない。

8. 著作権

本誌に掲載された原稿の著作権は当学会に帰属する。ただし、原著者が出典を明示しての再利用は妨げない。なお、原稿に掲載する図表や写真に関する著作権等や、翻訳対象となる文献の著作権等については、あらかじめ投稿者の責任で著作権者等の許諾を得るものとする。

9. 配布・流通

当学会は、掲載が決定した原稿を本誌にて刊行し、会員ならびに関係研究機関等に配布する。配布は、会員に対しては無償、その他に関しては、無償または有償とする。あわせて、当学会は、刊行された論文誌について、刊行後 12 ヶ月を目安とし、電子版として会員・非会員を問わず無償で公開する。

10. 投稿原稿の返却

投稿された原稿は返却しない。

11. 原稿料

原稿料の支払い、掲載料の徴収は行わない。掲載が決定した原稿への寄稿者には、当該論文誌の若干部が提供される。

12. 原稿の投稿先

『アート・ドキュメンテーション研究』編集委員会 E-mail : kenkyu_editor@jads.org

付則

本規定の改訂については、当学会の執行役員会での承認を要する。

2022年2月改訂